

基礎学習編

約23分

パワーハラスメント

今こそ被害根絶へ～パワハラ防止法で義務付けられたこと～



パワハラ防止法における事業者への義務

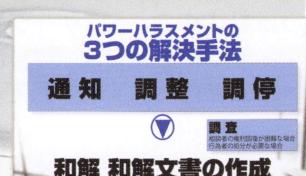
- 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- 相談(苦情を含む)に応じ適切に対応するための必要な体制の整備
- 職場におけるパワーハラスメントに関する事後の迅速かつ適切な対応
- から3までの措置と合わせて相談者 行為者等のプライバシーを保護すること
- その旨を労働者に対して周知すること
- パワハラの相談を理由とする不利益な取扱いの禁止

対策編

約23分

パワーハラスメント

パワハラを受けたらどうする？～解決する3つの手法～



監修のことば

職場での「いじめや嫌がらせ」といったパワーハラスメント（パワハラ）への社会の目が厳しさを増しています。しかし、被害はなかなか減少しません。厚生労働省によると、2018年度に都道府県の労働局に寄せられた労働相談のうち、「いじめ・嫌がらせ」に関する相談は約8万2千件。前年度から約1万件増えており、近年も増え続ける傾向にあります。パワーハラスメントが理由でうつ病などの精神疾患を発病し、労災認定を受けるケースも少なくありません。

こうした背景の中で、2020年6月1日には、パワハラ防止の措置を義務付ける『改正労働施策総合推進法』、いわゆる『パワハラ防止法』が施行されました。中小企業は2022年4月から適用されます。パワハラ防止法には罰則は盛り込まれませんでしたが、必要であると認めたときは、事業主に対する助言、指導または勧告がなされます。勧告に従わない場合は、企業名が公表される場合があります。

本作品では、「パワハラとは何か」の基礎学習編と、「パワハラが起きた場合」の対策編、2作品に分けて制作しました。

ぜひ、職場の研修や教育の場などでご活用ください。



一般社団法人
職場のハラスメント研究所
代表理事
金子 雅臣

中小企業でも、2022年4月から、パワハラ防止法が施行されます！

一般向け／約23分

基礎学習編 パワーハラスメント

今こそ被害根絶へ～パワハラ防止法で義務付けられたこと～

企画意図

大企業は2020年6月から、中小企業は2022年4月から、パワハラ防止法が施行されます。これにより、「パワーハラスメント＝パワハラ」は、企業が真剣に取り組むべき「問題」となりました。

そこで本作品では、パワーハラスメントはなぜ起きるのか、パワハラの行為者・被害者、そして傍観者の三様の立場・視点をドラマ事例で取り上げ、パワハラとはまず「コミュニケーションのズレ」が問題であることを浮き彫りにし、パワハラを解決するヒントを提供します。

作品の概要

■プロローグ クラクションを鳴らす？

青信号なのに発進しない前の車。クラクションを鳴らす？身近な弱者に向かわれるストレスである「パワハラ」。『パワハラ防止法』から、パワハラの定義を考える。

■同僚間のパワハラ、“指導”との違い、事業主の義務

『パワハラセミナー＆相談会』に集まった人々。

運送会社勤務の山本（38歳）の事例や「パワハラの6類型」の表から、パワハラの種類について考察する。

IT企業勤務の佐々木（28歳）の事例からは、"指導"とパワハラの違いに関する定義を確認していく。

製造会社経営の工藤（55歳）は、過去の出来事を内省しながら、事業主が行なうべき義務と、違反した場合の罰則について理解を深めていく。

■コミュニケーションのズレが引き金

"パワハラは社内のコミュニケーションの問題である"と説く、セミナー司会者の井上。ここで得た知識を持ち、それぞれの問題の解決へ意欲を新たにする3人であった。

価格

ライブラリー価格

本体 **¥65,000**
(税込 **¥71,500**)

監修・スタッフ

監修 / 一般社団法人 職場のハラスメント研究所
代表理事 金子 雅臣

企画・制作統括 / 高木 裕己
プロデューサー / 堤 謙一 撮影 / 岡野 秀俊
脚本・演出 / 長谷巖一郎 制作 / 藤本 敦史

一般向け／約23分

対策編 パワーハラスメント

パワハラを受けたらどうする？～解決する3つの手法～

企画意図

本作品では「パワーハラスメントの解決」を主軸に取り上げます。

実際にパワハラが起きた場合、パワハラ問題をスムーズに解決していく流れ・考え方を提示していきます。

また、パワハラの行為者と被害者のそれぞれの視点をドラマ事例で取り上げ、問題の根底には何があるのかを分析し、パワハラの解決方法を提供する内容です。

作品の概要

■プロローグ なぜすぐに通報しないのか？

あるパワハラ事例。しかし被害者は通報するまでに数か月を要した。なぜだろうか？『パワハラセミナー＆相談会』に集まった人々は、その理由を考えていく。

■3つの解決手法と“調査”

パワハラの最適な解決方法は"社内解決"と"和解"である。セミナー参加者であるIT企業勤務の佐々木（28歳）、製造会社経営の工藤（55歳）、運送会社勤務の山本（38歳）の事例に沿っていきながら、その解決手法（通知、調整、調停、調査）について、詳しく解説していく。

ことが"調査"まで及ぶ場合、当事者たちが辛い状況に立たされることを知った3人は、『極力簡単に社内解決が望ましい』ことを再認識するのであった。

■その後 山本の会社では…

山本が仲介し、パワハラ問題が落ち着いた社内の様子。当事者の2人がコミュニケーションのズレを修復していく様子を、微笑みながら見守る山本だった。

価格

ライブラリー価格

本体 **¥65,000**
(税込 **¥71,500**)

制作・著作／株式会社 映学社

■DVD【カラー】※字幕版も収録されています

■2021年・映学社作品

●お問い合わせ、お買い上げは……



株式会社 映学社

EIGAKUSYA CO., LTD.

〒160-0022 東京都新宿区新宿5丁目7番8号らんざん5ビル
TEL: 03-3359-9729 (代表) FAX: 03-3359-4024
<http://www.eigakusya.co.jp/>